

## 消費税の軽減税率制度

平成 28 年 4 月号の朝日だよりで軽減税率について取り上げた直後、消費税率 10%への引上げ時期が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に再延期されました。2 年半の延期で複数税率取扱い事業者の皆様や私たちにとっては、準備期間ができたことは嬉しい限りなのですが・・・。巷では『再々延期もあるのでは』との観測もありますが、少し内容を振り返ってみましょう。

### 消費税率の引上げ時期

平成 31 年 10 月 1 日より

標準税率 10% (国 7.8%、地方 2.2%)

軽減税率 8% (国 6.24%、地方 1.76%)

経過措置として請負契約等については平成 31 年 3 月 31 日までの契約締結分は従前の税率 8%

### 軽減税率の対象品目

- ・ 酒類・外食を除く飲食料品
  - ・ 定期購読契約に基づく週 2 回以上発行される新聞
  - 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 平成 31 年 10 月から平成 35 年 9 月までの期間

### 【区分記載請求書等保存方式】

請求書	
〇〇御中	
□月分 21,800円 (税込)	
□月 1日 牛肉 2kg <sup>※</sup> 5,400円	
□月 8日 割りばし4組 5,500円	
合計 21,800円	
(10%対象 11,000円)	
( 8%対象 10,800円)	
△△(株)	
※は軽減税率対象であることを示します。	

左記の請求書の様に、軽減税率対象品目である旨の記載(例えば、税率 8%の記載や「<sup>※</sup>」等の記号と凡例の記載)、税率ごとに合計した対価の額の記載をします。

### 【中小事業者の税額計算の特例】

特例措置として、基準期間の課税売上高が 5000 万円以下の中小事業者は税額計算の下記の特例が適用できます。

#### 〔売上税額の計算特例〕

平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日まで簡易課税制度の適用を受けない卸・小売業  
卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算

以外の事業者

売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算

・ の計算が困難な事業者

主に軽減税率対象品目を販売する事業者を対象とし、<sup>※</sup> で使用する割合に代えて 50%を使用して、売上税額を計算

#### 〔仕入税額の計算特例〕

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで簡易課税制度の適用を受けない卸・小売業  
卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算

以外の事業者

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間に消費税簡易課税制度を選択し、仕入税額の計算が可能

#### 【適格請求書等保存方式】

平成 35 年 10 月 1 日からはいわゆるインボイス

請求書	
〇〇御中	
□月分 20,000円 (本体)	消費税 1,800円
□月 1日 牛肉 2kg <sup>※</sup> 5,400円	
□月 8日 割りばし4組 5,500円	
合計 20,000円	消費税 1,800円
(10%対象 10,000円)	消費税 1,000円
( 8%対象 10,000円)	消費税 800円
△△(株)	登録番号 XXX-XXX
※は軽減税率対象であることを示します。	

制度に移行します。左記適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請し登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)に限られます。申請受付は平成 33 年 10 月 1 日からとなります。

#### 【免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置】

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて 6 年間、仕入税額として控除できます。

平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日までの 3 年間・・・仕入税額相当額の 80%

平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日までの 3 年間・・・仕入税額相当額の 50%

#### 軽減税率対策補助金

A 型・・・複数税率対応レジの導入等支援

レジ 1 台あたり 20 万円を上限とし、複数台の場合 1 事業者 200 万円を上限

B 型・・・受発注システムの改修費支援

詳しくはレジ販売業者等にお問い合わせください。

消費税の引き上げ時期は再々延期の可能性もありますが、予定通り実施されても対応できるよう準備が必要です。お困りの際は朝日税理士法人へご連絡ください。(文責：逗子事務所 嘉山研一)